



市 章

大津市公報

令 和 7 年 2 月 17 日
号 外 （第 4 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 告

- 49 大津市情報公開条例に基づく公文書の写しの作成に要する費用等に係る指定納付受託者の指定について..... 1
- 50 大津市介護保険条例に基づく資料を複写した物の作成に要する実費に係る指定納付受託者の指定について..... 1
- 51 道路法に基づく道路台帳に関する図面等の写しの交付等に関し徴収する手数料に係る指定納付受託者の指定について..... 1

告 示

大津市告示第49号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月17日

大津市長 佐 藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和6年12月6日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和7年2月1日から同年3月31日まで
- 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
 - 大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第17条に規定する公文書の写しの作成に要する費用
 - 大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）第5条に規定する保有個人情報が記録されている文書若しくは図面の写し又は電磁的記録を複写した物の作成に要する費用

大津市告示第50号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月17日

大津市長 佐 藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和6年12月18日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和7年2月1日から同年3月31日まで
- 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）第25条第1項又は第2項の規定に基づき提示する資料を複写した物の作成に要する実費

大津市告示第51号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月17日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和6年12月6日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和7年2月1日から同年3月31日まで
- 4 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
大津市手数料条例(平成12年条例第12号)別表に規定する次に掲げる事項に関し徴収する手数料
 - (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第28条第1項に規定する道路台帳に関する図面及び市道路線網図の写し(電磁的記録で保存されている道路台帳に関する図面及び市道路線網図を紙に出力したものを含む。)の交付
 - (2) 市道、法定外道路及び普通河川等(以下「市道等」という。)と隣接する土地との境界確定に関する図面の写し(電磁的記録で保存されている境界確定に関する図面を紙に出力したものを含む。)の交付
 - (3) 市道等と隣接する土地との境界確定に関する証明
 - (4) 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第5項に規定する地籍調査に係る同法第19条第1項に規定する国土調査の成果(以下「地籍調査成果」という。)に関する図面の写し(電磁的記録で保存されている地籍調査成果に関する図面を紙に出力したものを含む。)の交付
 - (5) 地籍調査成果に関する証明
 - (6) その他の事項に関する証明のうち、市道の幅員に関して行うもの